

## （公募案件2）

# 大阪マラソンに係る協賛金獲得・マーケティング・ブランディング関連業務委託事業者募集 要項

（令和8年度から令和10年度まで）

### ＜注意事項＞

同時期に募集する下記3件については、重複して応募することはできません。

（共同企業体の構成員として応募する場合を含む。）

（公募案件1） 大阪マラソンに係る企画調整・大会運営等業務委託

（公募案件2） 大阪マラソンに係る協賛金獲得・マーケティング・ブランディング関連業務委託

（公募案件3） 大阪マラソンに係る WEB 制作運営・ソーシャルメディア活用による情報発信関連業務  
委託

令 和 8 年 1 月

大阪マラソン組織委員会

## 1 趣旨

大阪マラソンは、「生涯スポーツの振興」及び「地域活性化」、「経済活性化」、「インバウンド効果の拡大」、「大阪の都市魅力の発信」を目的として、初心者でも参加しやすいよう制限時間を7時間に設定し、2011年の第1回大会（平成23年実施）からスタート。2025大会（令和7年実施）まで13回の開催実績があり、現在では、国内外から3万4000人のランナーが参加する国内有数の大規模市民マラソンとして成長し、マラソン競技の枠を超えた大阪を挙げての新しい「お祭り」として定着した。

また、2022年の第10回大会から、びわ湖毎日マラソンと統合することで新たに競技性が加わり、国際大会の国内選考会に位置付けられるなど競技レベルが向上し、初マラソン日本新記録が連続して更新されるなど、世界トップレベルのマラソン大会として進化・発展を遂げてきた。

さらに、大阪マラソンは「みんなでかける虹。」をスローガンに、7つの色とチャリティーテーマを設定し、それぞれのテーマごとに参加者を募集するチャリティマラソンとしての側面も備えており、大阪からチャリティ文化を国内外に発信する大会にもなっている。

今後、大阪マラソンらしさを發揮し、より魅力的な大会となり、引き続き安全・安心な大会とするため、合わせて、以下に示す新たに設立される新法人の広報やプランディングを行うため、下記の視点を踏まえ、令和8年度から令和10年度の大阪マラソンに係る協賛金獲得・マーケティング・プランディング関連業務を行う事業者を広く公募するものである。

<大阪マラソンが令和8年度から令和10年度に重点的に取組む課題>

- ① 大阪の都市魅力の国内外への発信や大阪へ誘客すること
- ② 国内外から大阪を訪れる方々に対して、「大阪の都市魅力（文化芸術、観光等）」を感じられること
- ③ 大阪マラソンの特色づくりや価値を高めること
- ④ 新法人が設立された場合における、新法人の広報やプランディング
- ⑤ 大阪マラソンや関連事業を通じた、府民・市民のスポーツ参画の促進
- ⑥ 大阪マラソンに関わるボランティア、沿道住民、企業、大学、各種団体等が誇りと愛着をもって大会運営に参加してもらえること
- ⑦ 国際大会で活躍する若手ランナーの登竜門として、また、市民アスリートランナーの活動の舞台として選択してもらえること
- ⑧ 子どもや障がい者など、新たな参加ランナーを掘り起こすこと
- ⑨ 参加ランナーのサービス向上やエントリー数の増加
- ⑩ チャリティマラソンの普及に関すること

本委託業務は、令和8年度から令和10年度までの3カ年の委託業務として公募を行うものであるが、「大阪府及び大阪市の予算の成立」を前提に実施される停止条件付きの委託業務であり、大阪府及び大阪市の予算が成立しない場合は、単に提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない。

また、現在、大阪府、大阪市、公益財団法人大阪陸上競技協会において、大阪マラソンの新たな運営主体として、令和8年度の法人組織の設立を目指して検討が行われており、法人が設立された場合は、大阪マラソン組織委員会と締結した本委託業務に係る契約も含めて、同委員会が有する権利義務は、関係者と協議の上、新法人が継承する予定となっている。（なお、新法人の形態は一般財団法人を予定している。）

## 2 発注者

大阪マラソン組織委員会（以下「組織委員会」という。）

※新法人設立後は新法人に継承予定

### 3 履行場所

組織委員会の指定する場所

### 4 委託業務名称及び委託期間

- (1) 令和8年度大阪マラソンに係る協賛金獲得・マーケティング・ブランディング関連業務  
令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
- (2) 令和9年度大阪マラソンに係る協賛金獲得・マーケティング・ブランディング関連業務  
令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）まで
- (3) 令和10年度大阪マラソンに係る協賛金獲得・マーケティング・ブランディング関連業務  
令和10年4月1日（土）から令和11年3月31日（土）まで
- ※ (1)～(3)の業務報告書の提出は各終了期間の属する年の4月30日までを期限とする。
- ※ 毎年度6月末時点で中間検査を行う予定である。
- ※ 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの契約及び令和10年4月1日から令和11年3月31日までの契約についても、当該受注者と締結する予定である。
- ただし、当該受注者の責に帰さない場合を除き、上記期間の契約内容について、履行遅滞がある場合又は契約内容の全部若しくは一部に不履行がある場合には、それぞれの期間に引き続く委託契約を締結しないことがある。

### 5 委託業務内容

別紙「企画仕様書」を参照

### 6 事業規模及び応募金額

委託上限金額

各年度 430,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

別途、獲得協賛金（現物支給等の金額換算相当額を含む）に応じて、次に記載する割合を手数料として支払う。

ただし、協賛金獲得業務については、組織委員会が前回大会の協賛企業上位7社を中心に直接働きかけ約8億円の獲得を目指す。受託者は組織委員会と連携して業務を行い、業務を実施するために必要な経費は委託料の提案に含めること。なお、組織委員会の直接の働きかけによる獲得金額が8億円を超える場合は協議の上決定することとする。

獲得協賛金額（※組織委員会による獲得額を除く。）

3億円以下：金額の10%

3億円超：3,000万円+3億円を超過する金額の20%

- ・別紙「企画仕様書」を基に、企画提案書【様式3】、応募金額提案書【様式4】を作成すること。
- ・協賛物品については、組織委員会が認めたもののみ金額換算相当額を含めることができる（協賛物品の割合は、協賛金全体の18%程度を上限とすること）。
- ・委託業務の実施にあたり、組織委員会からロゴ使用権を付与する。ライセンス料の設定については、提案に基づき組織委員会と協議の上決定することとする。
- ・大会の地上または衛星によるテレビジョンの独占的放送権および電気通信回線を通じた公衆送信権ならびにラジオの独占的放送権・配信権はNHK（日本放送協会）に帰属しており、他の放送を行う場合は調整が必要となる。テレビ放送等を含む提案が採択された場合、この調整業務は受託者において行うこと。
- ・契約金額は応募金額提案書【様式4】に記載された金額を基に、組織委員会と業務内容について協議・調整の上決定する。
- ・委託業務の実施により得られた協賛金や事業収入、その他ライセンス料等収入は組織委員会

に報告の上、全額を引き継ぐこと。詳細については協議の上決定する。

- ・チャリティ事業に係る収支は提案金額に含めず、別途収支計画を作成すること。

※ 第1回大会～第14回大会の事業規模及び収支予算等については参考資料「第1回大会～第14回大会に関する資料」のリンク先を参照すること。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070110/sportsshinko/marathon2026koubo/index2.html>)

## 7 スケジュール（募集開始から契約締結に至るまでの流れ）

令和8年1月6日（火）	募集開始日（募集要項等配布）
1月13日（火）	説明会の開催
1月6日（火）～1月21日（水）	質問書の受付
1月26日（月）	質問に対する回答の公開
2月2日（月）～2月6日（金）	応募書類受付
2月上旬	選定委員会（プレゼンテーション審査）
2月中旬	審査結果通知
令和8年4月1日（水）	契約締結、業務開始

## 8 企画提案書に盛り込む提案の内容

企画提案にあたっては、本件募集要項及び企画仕様書の内容について十分理解の上参加し、「1趣旨」に記載された重点的に取組む課題を踏まえて企画すること。

### （1）令和8年度大会に係る各業務の実施方策（次年度の開催準備業務を含む）

「1趣旨」に記載する重点的に取組む課題を踏まえ、令和8年度大会に係る各業務（企画仕様書の「4委託業務内容の詳細」）について企画し、その実施方策（実施内容、運営体制、実施スケジュール等）及びその収支計画について具体的に提案すること。

### （2）令和8年度から令和10年度に係る重点的に取組む課題を踏まえた業務実施

令和8年度から令和10年度までの3年間で、「1趣旨」に記載する重点的に取り組む課題を達成するために、本業務委託でどのような事業展開が考えられるか提案すること。

### （3）大阪マラソンに係るブランディング方策

組織委員会が付与するロゴ使用権等ライセンスを活用し、各種媒体において効果的な広報・マーケティングを展開するとともに、大阪マラソンのブランド力を向上させるための方策について提案すること。

## 9 参加資格

次に掲げる（1）から（9）の要件を全て満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあっては、すべての構成員が

（1）から（8）の要件を満たすとともに、（9）においては共同企業体の構成員のいずれかが該当することとし、（10）の要件を遵守すること。

### （1）次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項

## 各号に掲げる者

- (8) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次の①から③のいずれにも該当しない者であること。
- ① 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
  - ② 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
  - ③ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 令和 2 年 4 月 1 日以降に、1 万人以上のイベント運営業務等を受注した実績を有すること（共同企業体の構成員としての受注も含む）。
- (10) 共同企業体を結成して申請する場合は、以下の要件も満たさなければならない。
- ① 構成員は、共同企業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。応募書類の提出後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
  - ② 単独で応募した事業者は、共同企業体の構成員となることはできない。
  - ③ 各構成員は、複数の共同企業体の構成員となることはできない。

## 10 応募の手続き

本件に参加を希望する者は、募集要項を熟読の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

### (1) 募集要項の配布及び応募書類の受付

#### ① 配布期間

令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### ② 配布場所及び受付場所

大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課  
住所：大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 37 階  
電話番号：06-6210-9317

#### ③ 配布方法

上記「②配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府府民文化部文化・スポーツ室ス

ポータル振興課ホームページからダウンロード可能。

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070110/sportsshinko/marathon2026koubo/index2.html>)  
(郵送による配布は行わない。)

④ 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月6日（金）まで  
(土曜日、日曜日を除く。午前10時～午後5時まで)

⑤ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参すること。(郵送による提出は認めない。)  
※ 持参する際は、事前に②に記載の電話番号へ連絡すること。

⑥ 費用の負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 応募書類

① 応募申込書 【様式1：1部】

② 企画提案書表紙 【様式2-1：正本1部】、【様式2-2：副本10部】

③ 企画提案書 【様式3：正本1部、副本10部】

※ 正本には事業者名を記入し、副本には事業者名や事業者が特定できる内容の記載は行わないこと。

④ 応募金額提案書 【様式4：原本1部、内訳のみ10部】

⑤ 業務実績申告書 【様式5：1部】

⑥ 共同企業体で参加の場合

※ 共同企業体での応募の場合、上記①～⑤に加えて⑥も併せて提出すること。

ア 共同企業体届出書 【様式6：1部】

イ 共同企業体協定書(写し) 【様式7：1部】

ウ 委任状 【様式8：1部】

エ 使用印鑑届 【様式9-1：1部】※代表構成員が代表取締役の場合

【様式9-2：1部】※代表構成員が受任者の場合

⑦ 誓約書(参加資格関係) 【様式10：1部】

(3) 添付書類

① 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること）

② ア 法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出すること。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの

イ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

ウ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

③ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3ヶ月以内のもの）

ア 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。

イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

④ 財務諸表の写し（1部：最近3カ年のもの、半期決算の場合は6期分）

ア 貸借対照表

イ 損益計算書

ウ 株主資本等変動計算書

※ 共同企業体での応募の場合は、添付書類①～④は、共同企業体全ての構成員について提出すること。

#### (4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

#### (5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

#### (6) その他

- ① 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- ② 応募書類は電子媒体（CD-R等）でも提出すること。
- ③ 応募書類提出後の差し替えは認めない（組織委員会が補正等を求める場合を除く）。
- ④ 提出時には一切の質問に応じない。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

### 11 説明会

本件企画提案の募集に係る説明会を次のとおり開催するので、応募を検討している者は、できる限り出席すること。

#### (1) 日時

令和8年1月13日（火）午後2時30分から午後3時まで

#### (2) 場所

大阪市福島区野田1-1-86

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9F 経済戦略局スポーツ部会議室

#### (3) 出席者

1者2名以内

#### (4) 内容

募集要項、企画仕様書等の説明

#### (5) 申込方法

電子メール（sportsshinko5@gbox.pref.osaka.lg.jp）でのみ受け付ける。

【様式11】により送信すること。口頭、電話による申し込みは受け付けない。

※ 「件名」に【説明会：大阪マラソンMB】と記入し、送信後、必ず電話で受信の確認をすること。

#### (6) 申込期限

令和8年1月13日（火）正午まで

### 12 質問の受付

#### (1) 受付期間

令和8年1月6日（火）から令和8年1月21日（水）午後5時まで

#### (2) 提出方法

電子メール（sportsshinko5@gbox.pref.osaka.lg.jp）により受け付ける。

【様式12】により送信すること。口頭、電話による質問は受け付けない。

※ 「件名」に【質問：大阪マラソンMB】と記入し、送信後、必ず電話で受信の確認をすることが。

#### (3) 質問への回答

令和8年1月26日（月）に、大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課ホームページに掲示し、個別の質問には応じない。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070110/sportsshinko/marathon2026koubo/index2.html>

### 13 審査の方法

#### (1) 審査方法

- ① (2) の審査基準に基づき、外部委員で構成する「大阪マラソンに係る協賛金獲得・マーケティング・ブランディング関連業務（令和8年度から令和10年度まで）事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」による審査を行い、最優秀提案事業者及び次点者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、応募金額提案書に記載の支出合計が安価な

者を最優秀提案事業者とする。

- ② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行い、プレゼンテーション審査の詳細は、受付期間（上記 10（1）④）の期限までに応募書類を受け付けた全提案事業者に対し、【様式 1】に記載の担当者メールアドレスあてに別途通知する。プレゼンテーション審査にはプロジェクター等の機材を使用することはできない。
- ③ 提案事業者が 1 者の場合でも審査を行う。最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しない。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。
- ④ 最優秀提案事業者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

（2）審査基準

審査項目	審査内容	配点
1 令和 8 年度大会に係る各業務実施方策の合理性及び遂行能力	① 重点的に取組む課題を踏まえた各業務の実施方策、実施内容、運営体制、実施スケジュール等に合理性があり、かつ実現可能な内容となっているか。	25 点
	② 収支計画及びその考え方が妥当であり、かつ経費を抑えるなどの工夫が見られるか。	5 点
2 令和 8 年度から令和 10 年度に係る重点課題を踏まえた事業展開	① 重点的に取組む課題を達成する効果的な実施内容であり、その実施方策が実現可能な内容となっているか。	30 点
	② 収支計画の内容が妥当であり、かつ実現可能な内容となっているか。	5 点
3 大阪マラソンに係るブランディング方策	大阪マラソンの魅力を国内外へ発信する波及効果が見込まれ、ブランド力を向上させる内容であり、実施方策（運営体制、実施スケジュールを含む）や収支計画に合理性と実現可能性が確保されているか。	20 点
4 財務基盤	安定的な運営が可能となる財務基盤を有しているか。	5 点
5 価格点	提案価格に係る算定式 支出合計に対する収入合計（組織委員会による協賛金収入を除く）の充足率（収入合計 ÷ 支出合計）により配点する。 配点（10 点） × 自社の充足率／最高充足率	10 点
		合計 100 点

（3）審査結果

- ① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課ホームページにおいて公表する。なお、応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しない。
- ア 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
イ 全提案事業者の名称 \*申込順  
ウ 全提案事業者の評価点 \*得点順  
エ 最優秀提案事業者の選定理由 \*講評ポイント  
オ 選定委員会の委員の氏名及び選任理由

（4）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は失格とし、審査対象から除外する。提案事業者が最優秀提案事業者に決定した後、契約締結までの間に次の①～⑦のいずれかに該当した場合も同様に失格とし、次点者を契約交渉の相手方とする。

- ① 参加資格を満たさなくなった場合若しくは資格を満たさないことが明らかになった場合

- ② 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- ③ 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ④ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑥ その他審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
- ⑦ 「大阪マラソン組織委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得」に違反した場合

#### 14 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協議を行い、組織委員会で決定の上、契約を締結する。
- (2) 採択された提案内容については、採択後に組織委員会と詳細を協議し、内容や金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書【様式13】を提出すること。誓約書を提出しないときは、契約を締結しない。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次の①又は②のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - ② 府又は組織委員会を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
  - ① 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - ② 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
  - ③ 銀行又は組織委員会が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - ④ 銀行又は組織委員会が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - ⑤ 銀行又は組織委員会が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - ⑥ 銀行又は組織委員会が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
  - ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を組織委員会に寄託しなければならない。
  - ② 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫

と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき)。

③ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

- (8) 契約締結後に、業務内容について技術的又は経済的に優れた改良方法を発見又は発案したときは、組織委員会に対して業務委託料の変更を提案することができる。提案に基づく業務委託料の変更については、組織委員会と協議して定める。
- (9) 協賛金獲得に係る手数料については、組織委員会と協議の上、契約締結時に別途協定書を締結する。また、獲得協賛金額のうち組織委員会による獲得額を差し引いた金額が、事業者提案金額を下回った場合は、別途協議する。

## 15 その他

応募提案に当たっては、大阪マラソン組織委員会公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、募集要項、企画仕様書、特記仕様書等を熟読し、遵守すること。